柚木保育所　重要事項説明書

教育・保育の開始にあたり、柚木保育所（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○運営主体

名　　称	社会福祉法人　一幸福祉会
所　在　地	長崎県佐世保市皆瀬町９４番地１
電 話 番 号	０９５６－４０－８８５４
代表者氏名	理事長　﨑田　惠美子
定款の目的に定めた事業	（１）　第二種社会福祉事業 イ　保育所の経営

○施設の概要

施　設　の　種　類	保育所
施　設　の　名　称	柚木保育所
施 設 の 所 在 地	長崎県佐世保市柚木町２０７９番地１
連　　絡　　先	電　話　０９５６－４６－０１２５ ＦＡＸ　０９５６－４６－０１８５
園　長　氏　名	﨑田　和彦
対　象　児　童	生後１ヶ月（状況に応じて）～小学校就学前の児童
利　用　定　員	３号認定子ども　３０名　　２号認定子ども　２０名
開　設　年　月　日	昭和２５年９月２２日
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育・障害児保育・一時保育

○　事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法第３９条の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を整え、子どもの心身の発達を援助することを目的とします。

① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、心体機能の調和発達を図る。
② 集団生活の中で子ども達が自己を発揮できるように総合的な保育を行う。
③ 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
④ 地域における教育・保育活動を実施するため、地域の人材や社会資源の活用を図りなが

ら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

⑤ 条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守し施設の運営を行う。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

○特定教育・保育

《特色》モンテッソーリ教育の異年齢児の縦割り保育を通じて、整えられた環境の中で伸び伸びと活動し、様々な体験を通して自信をつけ、思いやりや自立心のある子どもを育てます。

《保育形態》《保育計画》

・縦割り保育を基本として、年齢ごとに年間・月間。個別計画を作成する。

○食事の提供

・献立表は毎月別途お知らせします。

・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。

《提供時間》

	提 供 日	午前間食	昼　　食	午後間食
０　歳　児	月～土曜日	８時１５分頃	１１時頃	３時１０分頃
１　歳　児	月～土曜日		１１時頃	３時１０分頃
２　歳　児	月～土曜日		１１時３０分頃	３時１０分頃
３歳以上児	月～土曜日		１１時３０分頃	３時１０分頃

○延長保育・一時保育

・通常利用時間外の延長保育を実施しています。

・一時保育を実施しています。

※利用時間及び利用料は４ページをご覧ください。

《施設及び設備》

・敷地及び園舎

敷　地	敷地全体	221,600 ㎡
	園　　庭	610.00 ㎡
園　舎	構　　造	鉄筋コンクリート
	延べ床面積	805.72 ㎡

設　　備	部　屋　数	面　　積	備　　考
乳　児　室	1室	100.66 ㎡	ばら組（0歳児）
ほ ふ く 室	1室		すみれ組（1歳児）
保　育　室	2室	43.12 ㎡	たんぽぽ組（2歳児）
		116.31 ㎡	さ く ら組（3・4・5歳児）
お 遊 戯 室	1室	81.18 ㎡	支援センター
一時保育室	1室	52.92 ㎡	
調　理　室	1室	38.61 ㎡	

3. 職員について

○職種・員数

職　種	員　数	常　勤	非常勤	備　考
園　　長	1人	1人		
副園長	1人	1人		保育士
主任保育士	1人	1人		
保　育　士	8人	5人	3人	
看　護　師	1人	人	1	
保育補助	1人		1人	
栄　養　士	2人	1人	1人	
調　理　員	1人	人	1人	
事　務　員	人	人	人	
用　務　員	1人	人	1人	

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

4. 教育保育を行う日・時間

○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
２号認定 （標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	・日曜日 ・年末年始（１２月２９日から１月３日） ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）
２号認定 （短時間）	月～土曜日 8：30～16：30	
３号認定 （標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	
３号認定 （短時間）	月～土曜日 8：30～16：30	

※２号・３号認定の子どもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議の上で保護者ごとに個別で決定します。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

○延長保育事業

利　用　区　分	利　用　時　間	利　用　料
保育標準時間	18：00～20：00	200 円

○一時預かり事業

利　用　区　分	利　用　料
1 日　利用	2000 円

※時間外（延長保育）ご利用の場合は延長料金をいただきます。

5. 保育料など

○利用者負担（基本保育料）

居住地の市町村が収入に応じて定める額

○上記の他、体操服・個人用の保育用品等の費用がかかることがあります。

6. 利用定員

○年齢別利用定員

利用区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定				１０名	１０名	１０名	３０名
3号認定	６名	７名	７名				２０名

7. 利用開始及び修了に関する事項

○入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

・「佐世保市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業新規入所申込書（児童台帳)」に必要事項を記入し、就労証明書、又は保育を必要とする理由書類（診断書等）を添付のうえ、佐世保市が定める期限までに本園若しくは市町村へ提出して下さい。

・保育の必要性が認定された方には、佐世保市より「**支給認定書**」が交付されます。
その後、お申込み状況等ふまえて佐世保市が利用調整を行い、入園が決定します。そのため、状況によっては、入園できない場合もあります。

○退園・転園・休園

・退園を希望する場合は、退園日の２週間前までに、退園届を提出して下さい。
・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出して下さい。
・市外へ転出する場合は、事前に職員にお伝えください。
・休園に際しては、２週間を超える場合退園となります。
・申し込み内容の変更があった場合（転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出して下さい。
・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となる場合があります。

○利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

・園児が小学校就学の始期に達したとき。
・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき。
・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○緊急時の対応

管轄警察署	佐世保警察署（柚木派出所）
病院	品川医院
対応方法	園児に健康状態の急変等緊急事態が発生した場合には、すみやかに園児の家族等に連絡するとともに、園児の主治医、園嘱託医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・各クラス担任が電話連絡を行います。 ・安心メール
本園の対策	・防犯カメラ　6台 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施。

○非常災害対策

消防計画	佐世保市中央消防署　　平成26年6月9日	
	防火管理者	園長　崎田和彦
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。	
防災訓練	自動火災報知機・誘導灯設備・防排煙設備 消防機関へ通報する火災報知器・電話・消火器具	
避難場所	①　柚木コミュニティーセンター	②　柚木中学校
園児の引渡し	上記の避難場所の、より安全な場所で職員が行います。	

要望・相談・苦情等の受付

本園では、希望・相談・苦情などに係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者　主任保育士　友口　理恵 ・解決責任者　副園長　﨑田美千代 ・ご利用時間　８：３０～１８：００（月～金） ・電 話 番 号　０９５６―４６―０１２５ ・Ｆ　Ａ　Ｘ　０９５６―４６―０１８５ ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申出下さい。	
第三者委員	中村　利明	電話番号　０９５６―４７―４１６６ 役職・肩書等　当法人　監事
	永渕　秀雄	電話番号　０９５６―４６―００５１ 役職・肩書等　柚木町　元連合町内会長

※本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投書箱を設置しています。

9. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	損害保険・主催行事参加者傷害保険・賠償責任保険

10.　守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との情報を有すること。
・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

11.　提携する医療機関等

種　類	嘱託医（内科）	嘱託医（歯科）	その他
病院名	品川医院	久貝歯科医院	
所在地	柚木町 2188 番地	柚木町 1471 番地 1	
院長名	品川知明	久貝洋介	
電　話	４６－０００５	４６－１１８４	

12.　園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力下さい。

・園の敷地内はすべて禁煙です。

・投薬は医療行為に当たりますので原則としては行いませんが、必要事項記入された書面と保護者の同意で投薬を行います。担任と話をお願いします。

別表（その他の費用の種類）

特定教育・保育の提供に要する実費にかかる利用者負担（R７年度）

対象	内容	金額
０～５歳児	ティシュ・タオル代	５００円
１～５歳児	学年別色付き帽子	１，３５０円
０～５歳児	手つなぎ（家庭と園の連絡帳）	随時　２６０円
３～５歳児	体操服	上下で　４，５４０円～
副食費	給食おかず（徴収対象者）	４，９００円
０～５歳児	ゆうきの会会費（保護者会）	月額　３００円

同　意　書

本園における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書の内容について説明を行いました。

事 業 所 名：柚木保育所

説明者職名：施　設　長　　氏名　　﨑田　和彦
　　主任保育士　　氏名　　友口　理恵

私は、柚木保育所の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む。）に同意しました。

令和　　年　　月　　日

保 護 者 住 所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児　童　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

児童から見た続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿